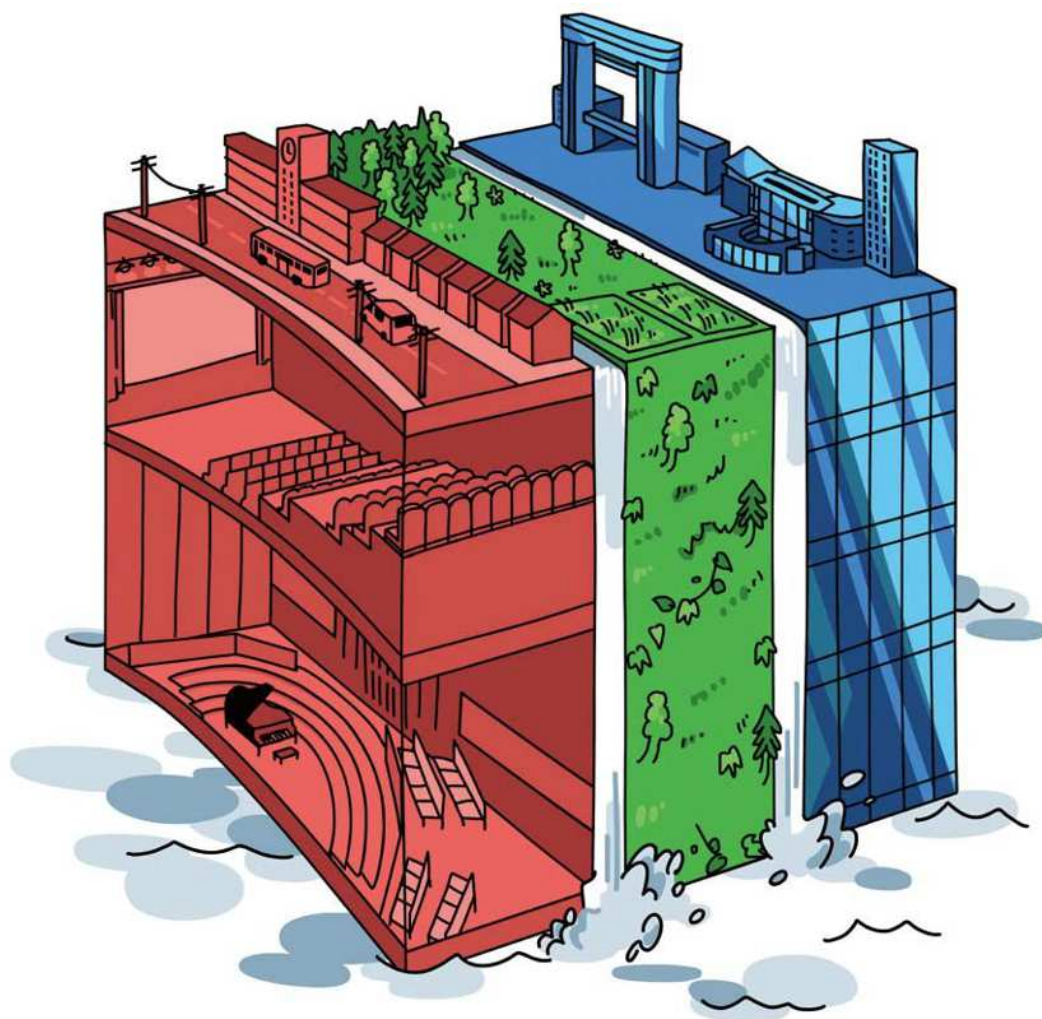


(抜粋版) 川崎市総合計画

第3期実施計画



川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

川崎市

令和4(2022)年3月

目次

I 総論	P 9
1 総合計画の趣旨.....	P11
2 計画の構成.....	P11
3 計画期間.....	P12
4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等.....	P13
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた施策の推進.....	P14
6 計画策定にあたっての基本認識.....	P17
（1）本市を取り巻く急激な環境変化.....	P17
① 新型コロナウイルス感染症の影響.....	P17
② 大規模自然災害の発生.....	P19
③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展.....	P20
④ 社会のデジタル化の進展.....	P21
（2）将来を見据えて乗り越えなければならない課題.....	P24
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少.....	P24
② 高齢者を取り巻く環境の変化.....	P28
③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化.....	P32
④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり.....	P36
⑤ 気候変動の影響.....	P39
⑥ 災害対策の強化.....	P41
⑦ 都市インフラの老朽化と有効活用.....	P43
⑧ 産業経済を取り巻く環境変化.....	P45
⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化.....	P49
⑩ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進.....	P51
（3）積極的に活用すべき川崎のポテンシャル.....	P53
（4）新たな飛躍に向けたチャンス.....	P60
7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進.....	P64
8 都市構造と交通体系の考え方.....	P67
9 計画の推進に向けた考え方.....	P75
（1）これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進.....	P75
（2）少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応.....	P75
（3）データを活用した政策形成の推進.....	P75
（4）「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進.....	P75
（5）市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化.....	P76

(6) 行財政改革第3期プログラムに基づく行財政改革の推進	P78
(7) 「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく財政運営	P85
(8) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進	P92
10 第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版	P97

II かわさき10年戦略..... P99

1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方	P101
2 中長期的な課題と戦略との関係等について	P102
3 「かわさき10年戦略」の概要及び個別の戦略	P103

III 実施計画..... P117

実施計画について	P118
----------------	------

■ 政策体系別計画..... P119

政策体系別計画の見方について	P120
政策体系別計画 目次（施策別）	P125
政策・施策とSDGs 17のゴール対応一覧	P128
基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	P138
政策 1-1 災害から生命を守る	P139
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	P160
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	P175
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しきみをつくる	P185
政策 1-5 確かな暮らしを支える	P220
政策 1-6 市民の健康を守る	P226
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	P244
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	P245
政策 2-2 未来を担う人材を育成する	P266
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	P291
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	P302
政策 3-1 環境に配慮したしきみをつくる	P303
政策 3-2 地域環境を守る	P309
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす	P318
基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	P338
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興	P340
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	P357

政策 4-3	生き生きと働き続けられる環境をつくる	P374
政策 4-4	臨海部を活性化する	P381
政策 4-5	魅力ある都市拠点を整備する	P395
政策 4-6	良好な都市環境の形成を推進する	P404
政策 4-7	総合的な交通体系を構築する	P410
政策 4-8	スポーツ・文化芸術を振興する	P426
政策 4-9	戦略的なシティプロモーション	P445
基本政策 5	誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり	P456
政策 5-1	参加と協働により市民自治を推進する	P457
政策 5-2	人権を尊重し共に生きる社会をつくる	P472

■ 区計画 P 483

1	区計画の目的	P484
2	区計画の位置づけ	P484
3	区計画の構成	P485
4	区計画策定にあたっての基本認識	P485
	川崎区	P491
	幸区	P509
	中原区	P527
	高津区	P543
	宮前区	P561
	多摩区	P579
	麻生区	P595

IV 進行管理と評価 P 613

1	計画の進行管理	P614
2	市民の実感指標	P617
3	施策の成果指標	P618

V 資料編 P 621

■	川崎市基本構想	P622
■	川崎市基本計画	P625
■	計画の策定経過	P630
■	令和元年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要	P633
■	総合計画と連携する「分野別計画等」	P634

■ 計画事業費	P638
■ 政策体系図	P642
■ 施策を推進する経常的な事務事業一覧	P658
■ 総合計画に設定する成果指標一覧	P676
■ 総合計画とSDGsとの対応表.....	P736
■ 第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 人口ビジョン.....	P756
■ みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～.....	P760



1 総合計画の趣旨

川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざします。

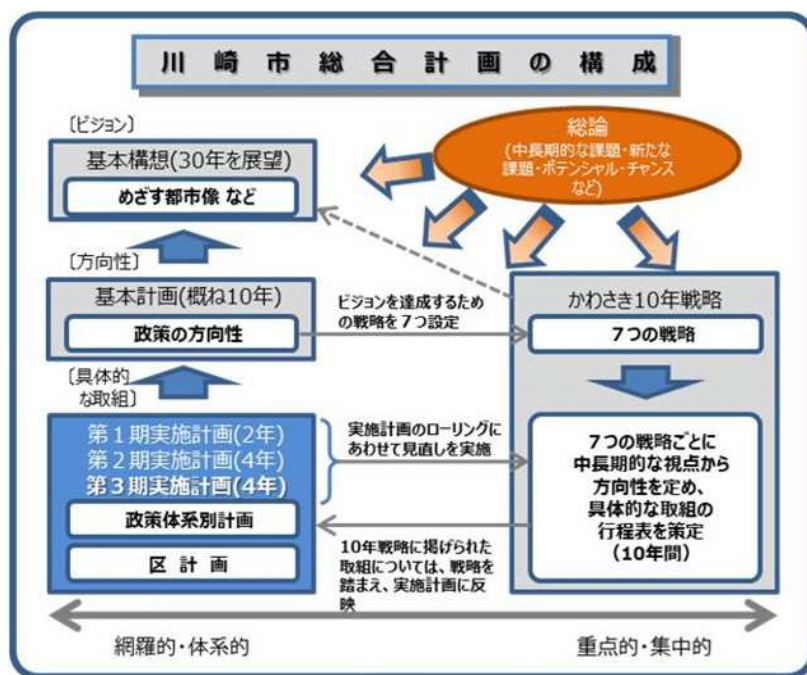
※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、実施計画のローリングにより、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

なお、総合計画に掲げるめざす都市像等については、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会の維持をめざす地方創生の考え方と重なることから、第 3 期実施計画は「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

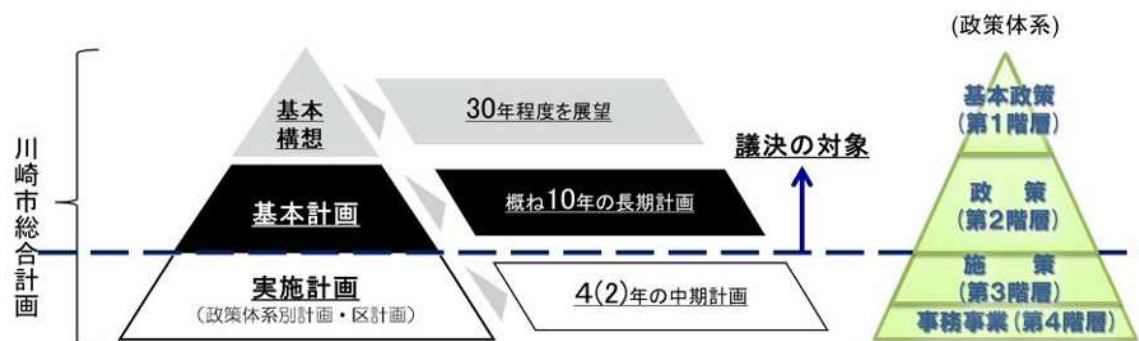


3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

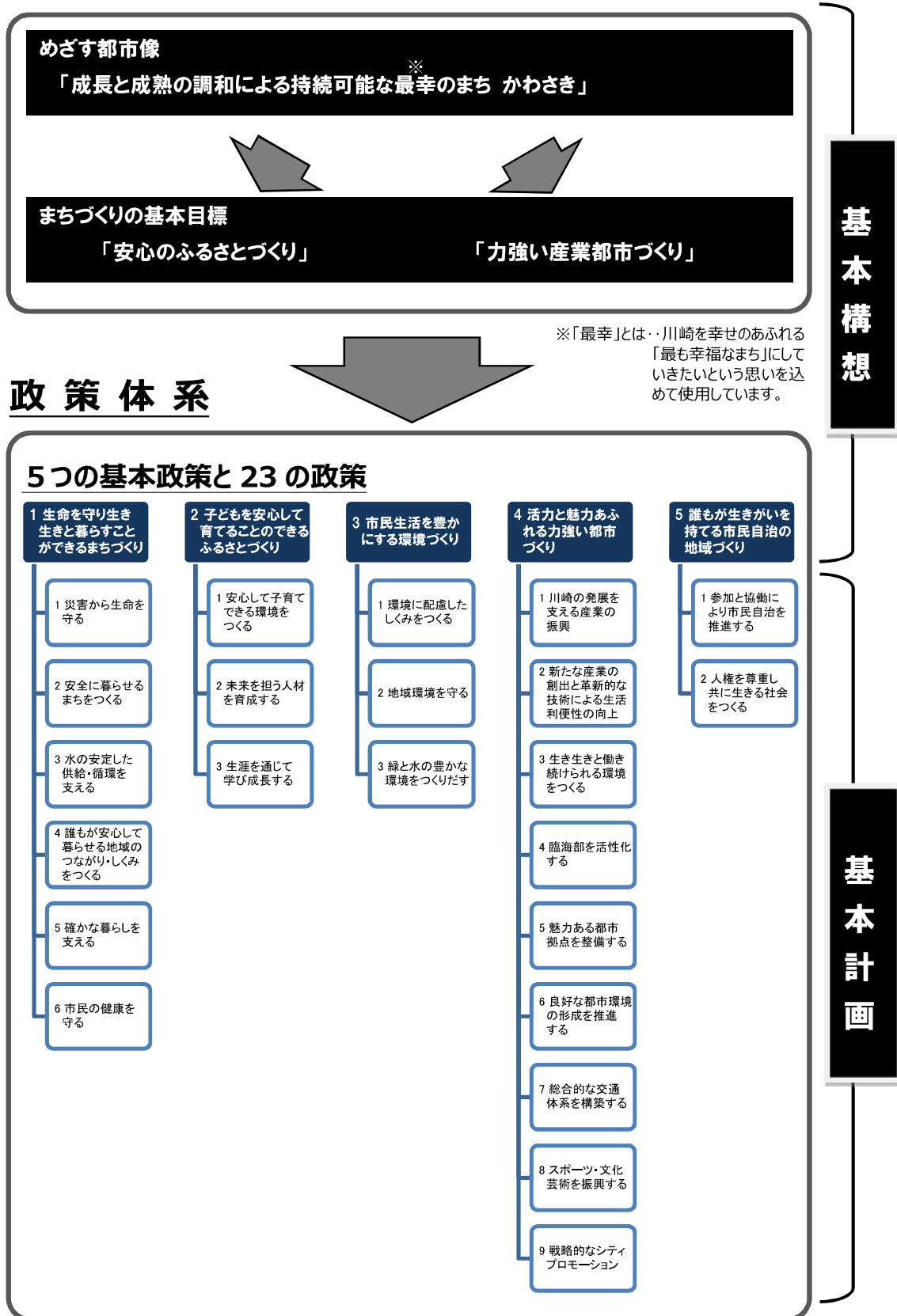
「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及びその方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 3 期実施計画の計画期間は令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度の 4 か年となります。



【「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間】							
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R7年度 (2025)
基本構想	川崎市 基本構想 30年程度を展望						
基本計画	川崎市 基本計画 平成28年度から概ね10年						
実施計画	第1期 実施計画 H28(2016)~H29(2017)	第2期 実施計画 H30(2018)~R3(2021)			第3期 実施計画 R4(2022)~R7(2025)		

4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



※23の政策のもとに、「実施計画」に位置づけられた74の「施策」と約570の「事務事業」が連なります。

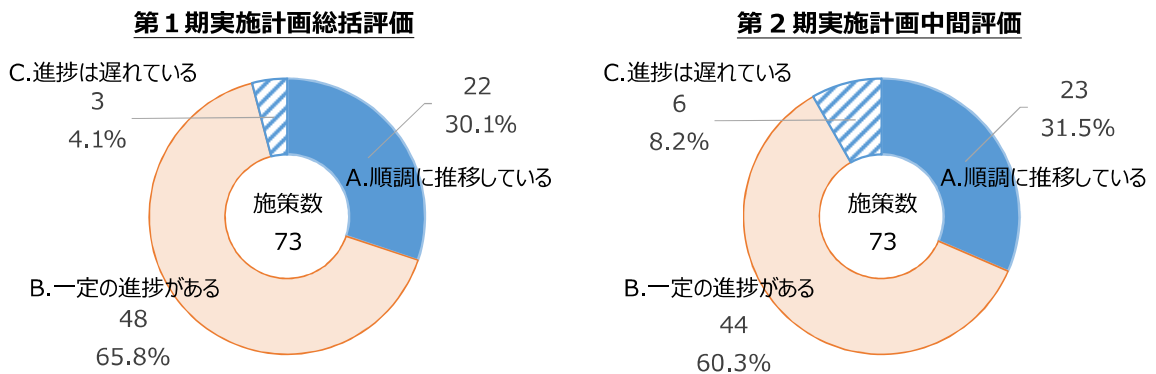
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた施策の推進

総合計画における進行管理の考え方（「IV 進行管理と評価」参照）に基づき、第1期実施計画策定以降、第1期実施計画（平成28（2016）から平成29（2017）年度）の総括評価及び第2期実施計画（平成30（2018）から令和3（2021）年度）の中間評価を実施しました。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画の策定に着実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

（1）これまでの施策の評価結果の概要

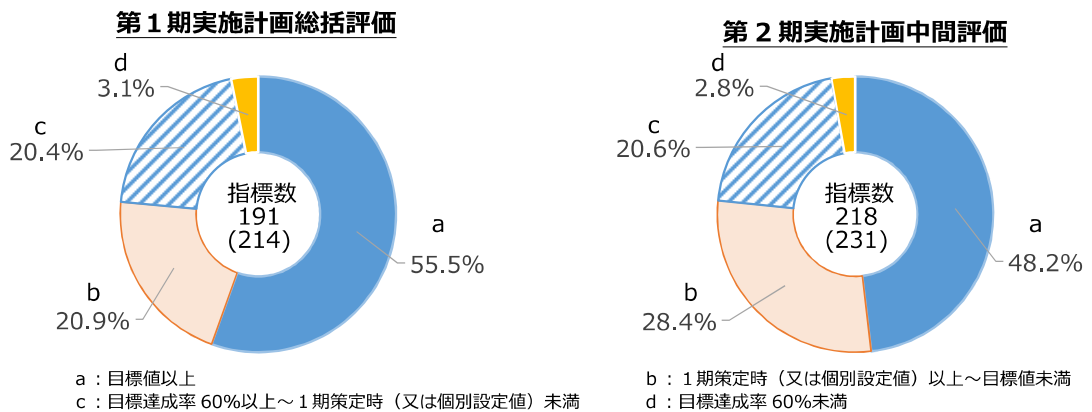
① 施策の進捗状況



第1期実施計画及び第2期実施計画における73の施策について、成果指標の多くが目標を達成している「A.順調に推移している施策」と、目標未達成のものがあるが一定の進捗があった「B.一定の進捗がある施策」を合わせた割合は、それぞれ90%を超えており、これまで概ね順調に進捗しています。

なお、「C.進捗が遅れている施策」としては、配下の事務事業のうち、複数の事業に遅れが見られたものなどがありました。また、第2期実施計画の中間評価では、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、成果指標が第1期実施計画策定時を下回ったものなどがありました。

② 施策に設定した成果指標の達成状況



a : 目標値以上
 b : 1期策定時（又は個別設定値）以上～目標値未満
 c : 目標達成率60%以上～1期策定時（又は個別設定値）未満
 d : 目標達成率60%未満

※ 評価時点で達成度が出ない指標を除いたもの。括弧内は全体指標数。

「指標達成度区分aとb」を合わせた割合は、第1期実施計画総括評価時は76.4%、第2期実施計画中間評価時は76.6%となっています。第1期実施計画策定時（又は個別設定値）を下回ったなど、目標を達成していない指標については、その原因はさまざまであることから、原因分析の結果を踏まえて取組を改善することで、第3期実施計画では、引き続き目標達成に向けて取組を進めていきます。

(2) 川崎市政策評価審査委員会による審議結果（外部評価）の概要

川崎市政策評価審査委員会では、総合計画における重要な政策等の評価に関して、施策の進捗状況等の確認が必要な施策等を選定し、領域別に分けた部会の中で、市民目線・専門的視点により、市の内部評価結果の妥当性等について、重点的に審議をしています。第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価にあたり選定したそれぞれ12の施策（合計24施策）について、委員会で審議を行った結果、市の内部評価結果は妥当と判断されるとともに、審議対象施策それぞれに対して、今後より効果的に施策を推進していくための意見が出されています。

また、第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価全体を通しては、一部の施策において、成果指標の実績が第1期実施計画策定時を下回るものや、取組に遅れが生じているものが見受けられたものの、多くの施策については、成果指標の実績値が掲げた目標に向かって一定進捗していると認められるとともに、委員会として総括意見が取りまとめられています。

本市では、委員会の意見等を十分尊重し、第3期実施計画の推進や今後の取組改善に積極的に活用します。

川崎市政策評価審査委員会 第1期実施計画 総括評価 総括意見 概略

<p>成果指標の見直し及び横断的な連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務を行っている中での気づきを成果指標や取組の不断の見直しにつなげていくなど、日頃から改善を意識して取り組む必要がある。 ● 施策横断的な視点を持って組織間や施策間での横の連携を一層深め、より効果的に取組を進める必要がある。
<p>成果指標の達成状況を踏まえた課題の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定時の現状値から下がった、又は目標値に達していない成果指標について、原因分析を行い、課題を明確化し、今後の取組改善につなげるなど、効果的にPDCAサイクルが機能する進行管理・評価としていくことを強く望む。
<p>市の取組による成果の的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部要因による影響が大きい成果指標があるため、必要に応じて安定的に把握できる指標を設定するなどの工夫を望む。 ● 外部要因の影響が大きい成果指標を設定する際には、あらかじめ市の実施した取組による影響はどの範囲なのかを十分検討する必要がある。 ● 成果指標の目標値については、目標達成に向けてのプロセスや取組の到達点を具体的にイメージできるように設定する必要がある。
<p>施策の効果測定における精度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施策の直接目標に密接に関連している成果指標の達成度をより重視するなど、各成果指標の施策への貢献度を勘案する必要がある。 ● 施策の効果測定の精度をより向上させるため、達成度の判定に際して一定の幅を設けるなど、より実態に即した評価が可能となるよう評価手法を検討することを望む。
<p>第1期実施計画の総括評価を踏まえた評価手法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに生じた課題に対応するなど、より効果的な進行管理のしくみとするための改善を継続することを望む。

川崎市政策評価審査委員会 第2期実施計画 中間評価 総括意見 概略

第3期実施計画の策定に向けて、現在設定している成果指標を改めて点検するとともに、定性的な成果を幅広く捉えることで、施策全体をより適切に評価していくなど、より効果的な評価のしくみとなるようさらに改善を図っていくことを期待する。

第3期実施計画の成果指標の見直しによる施策の効果測定の精度向上

- 第2期実施計画で設定した施策の成果指標について、市の取組の効果を測定する上で課題のある成果指標が設定されている施策が見受けられるため、第3期実施計画策定に向けて、成果指標を改めて点検し、より適切に幅広く施策の効果を評価できる指標設定となるよう見直しを図る必要がある。
- 人々の価値観や社会のあり方などに多様化や変化が見られる施策については、それに対応した指標設定について検討していく必要がある。
- 既に第3期実施計画の目標値を上回っている成果指標の目標値についても合わせて検討する必要がある。

定性的な成果の幅広い把握によるより適切な評価の実施

- 設定した成果指標による評価だけにこだわることなく、新たな取組や創意工夫による改善などの効果を定性的な成果等として、これまで以上に幅広く捉え、総合的に施策を評価していく必要がある。

取組の改善に向けたより詳細な成果分析の実施

- 成果指標等の達成状況を詳細に分析し、目標を達成できた要因やできなかった要因を明確にし、取組がより効果的なものとなるよう更なる改善につなげていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の的確な対応

- 施策によっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着や行動変容等による影響を大きく受けることが想定されるため、社会動向を十分見極めながら、的確に対応していくことを望む。
- イベント参加者数や施設入場者数など人が集うことや来場を前提とした視点での成果指標以外の新たな指標を設定するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の方向性に合致した目標設定になるよう検討していく必要がある。

(3) これまでの進行管理・評価を踏まえた対応の考え方

総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能するように進行管理を行っています。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画に着実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

また、第3期実施計画では、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、進行管理における施策の効果測定の精度向上を図っており、効果的に施策を推進します。

さらに、これまでの政策に関する市民の実感指標の達成状況等を踏まえ、市民の実感指標の目標値について、見直しを行っており、市民目線での施策等の一層の推進につなげます。

なお、進行管理・評価を行う中で、計画策定後に発生した社会環境や都市環境の変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや指標の追加等の対応を図ります。



政策体系別計画の見方について

① 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために基本構想において定める5つの基本政策の内容を記載しています。

② 政策の体系

基本政策の下に連なる、23 の政策の一覧を表示しています。

基本政策のページ

基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策の体系

- 政策1-1 災害から生命を守る
- 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる
- 政策1-3 水の安定した供給・循環を支える
- 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる
- 政策1-5 誰もが暮らしを支える
- 政策1-6 市民の健康を守る

政策のページ

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策の方向性

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (比較の指標)	計画決定時 (11/21 [2015])	現況 (03 [2019])	目標 (03 [2020])
安全・安心な日常生活を営んでいると答える市民の割合 (市政アンケート)	54.1%	62.4%	54.1%以上 <65%以上>

施策の体系

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
- 施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

③ 政策の方向性

それぞれの基本政策を体系的に進めるために、基本計画において定める政策の方向性を記載しています。

④ 市民の実感指標

当初の総合計画策定時に実施した市民アンケートの結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定したものです。なお、既に第3期実施計画の最終目標値を超えた項目は、第3期実施計画策定時にチャレンジ目標を設定しています。

⑤ 施策の体系

政策の下に連なる74の施策の一覧を表示しています。

⑥ これまでの主な取組状況

これまでに取り組んだ事務事業の主な取組状況について記載しています。

施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

1 これまでの主な取組状況

- 誰もが気軽に文化芸術に参入し、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることで、市民が活動に参入し、新しい関わりが生まれると期待し、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興に向けた取組を進めています。
- 令和3（2021）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多岐にわたるパブリック・プログラム・形態に向けた取組を行い、民間等による文化芸術の普及促進と市民の参入の促進を図り、市民が気軽に文化芸術活動に参加し、楽しみ、参入の促進を図っています。
- 市内の文化芸術施設では、文化芸術の振興や市民の参入促進、本市の魅力を発信、文化財の保存活用策としての取組を進めています。
- 令和元年度日本台場による津波被災者に対する支援中の市民ワークショップなど、関係機関や被災者の参入促進を図り、市民が気軽に参入し、楽しみ、参入の促進を図っています。
- 市民の参入に対する取組を進め、必要な文化財の活用促進を図り、市民が気軽に参入し、楽しみ、参入の促進を図っています。本市の歴史や文化財の活用促進を図り、市民が気軽に参入し、楽しみ、参入の促進を図っています。市民が気軽に参入し、楽しみ、参入の促進を図っています。

⑥

⑦ 施策の主な課題

これまでの取組状況や社会環境等の変化を踏まえて、当該施策を進めていく上での主な課題について記載しています。

⑧ 施策の方向性

施策の取組状況や課題を踏まえて、第3期実施計画で施策を推進していく方向性について記載しています。

⑨ 直接目標

施策を推進することによって、市民生活をどのように向上させるのかを端的に文章で表現したものです。

⑩ 主な成果指標

施策に位置づけられた事務事業を推進することにより、直接目標等が、どの程度達成されているか、客観的に評価するための目安として設定したものです。ただし、施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や、社会経済状況などを総合的に分析することにより把握していきます。

2 施策の主な課題

- 文化芸術活動を通じて、自由で多様なアイデアの交わりと生まれ、寛容で多様性のある豊かな文化によって新たな価値を創出し、社会的課題の解決につなげていくために、誰もが文化芸術に参入し、楽しみ、参入の促進を図り（アート・フォー・オール）に向けた取組を進めています。
- 令和6（2024）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多岐にわたるパブリック・プログラム・形態に向けた取組を行い、民間等による文化芸術の普及促進と市民の参入の促進を図り、市民が気軽に文化芸術活動に参加し、楽しみ、参入の促進を図っています。
- 令和元年度日本台場による津波被災者に対する支援中の市民ワークショップなど、関係機関や被災者の参入促進を図り、市民が気軽に参入し、楽しみ、参入の促進を図っています。

⑦

3 施策の方向性

- 誰もが文化芸術に参入し、楽しみ、参入の促進を図り（アート・フォー・オール）の推進
- 市民100周年や社会参入を契機として、地域資源を活用した多様な文化芸術活動の推進
- 市内文化財活用施設の効率的・効果的な運営と新たな魅力の発信
- 市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業等の推進及び新たな博物館、美術館の整備に向けた取組の推進

⑧

4 直接目標

- 市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする

⑨

5 主な成果指標

施策	目標値	実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値
市民が気軽に文化芸術に参入し、楽しみ、参入の促進を図る	1,800,000人	87.1万	1,325.6万	1,400.5万	1,400.5万
市民100周年や社会参入を契機として、地域資源を活用した多様な文化芸術活動の推進	14.6%	12.1%	16%	18%	20%
市内文化財活用施設の効率的・効果的な運営と新たな魅力の発信	29.6%	—	—	—	40%

⑩

⑪ 計画期間の主な取組

● 事務事業名

事務事業名及び計画期間内の事業概要です。

● 現状

令和3（2021）年度の、取組内容及事業量です。

● 事業内容・目標

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度にかけての、計画期間中の事業実施内容及目標等を示しています。

「現状」や「事業内容・目標」欄に表記している年次「R●」は特段の記載がない限り、「令和●年度」を意味しています。

⑪

図表 4-6-2 取組期間の取組内容概要

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3 (2021)年度 取組	令和3 (2021)年度 取組	令和5 (2023)年度 取組	令和6 (2024)年度 取組	令和7 (2025)年度 取組	令和8 (2026)年度 取組	
市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策	* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策		* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 3. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 4. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 5. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 6. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 7. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 8. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 9. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
市民文化活動支援等策 10. 市民文化活動支援等策			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				
			* 市民文化活動支援等策 1. 市民文化活動支援等策 2. 市民文化活動支援等策				

※ 「主な成果指標」の見方

主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時 A	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総合企画局調べ)	66.9 % (平成26(2014)年度)	68.2 % (令和2(2020)年度)	70.5 %以上 (平成29(2017)年度)	75.2 %以上 (令和3(2021)年度)	90 %以上 (令和7(2025)年度)
出火率 (火災件数/人口1万人) (消防局調べ)	2.58 件 (平成22(2010)～26 (2014)年の平均)	2.22 件 (平成28(2016)～令和2 (2020)年の平均)	2.49 件以下 (平成25(2013)～29 (2017)年の平均)	2.48 件以下 (平成29(2017)～令和3 (2021)年の平均)	2.2 件以下 (令和3(2021)～7 (2025)年の平均)
町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	63.8 % (平成27(2015)年度)	59.0 % (令和2(2020)年度)	64 %以上 (平成29(2017)年度)	64 %以上 (令和3(2021)年度)	64 %以上 (令和7(2025)年度)
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	73 % (平成25(2013)年度)	70 % (平成30(2018)年度)	⇒	77 %以上 (平成30(2018)年度)	80 %以上 (令和5(2023)年度)
駅利用者10万人以上の駅等におけるホームドア等の累計整備番線数 (まちづくり局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	14 番線 (令和2(2020)年度)	-	-	36 番線以上 (令和7(2025)年度)
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,324 人/月 (平成26(2014)年度)	6,142 人/月 (令和2(2020)年度)	4,865 人/月以上 (平成29(2017)年度)	6,928 人/月以上 (令和3(2021)年度)	7,254 人/月以上 (令和7(2025)年度)

第3期障害福祉計画
第4期障害福祉計画
第5期障害福祉計画
計画の改定で変更の可能性がある

- A** 「計画策定時」では、第1期実施計画策定時点での数値を記載しており、「現状」では、当該指標における直近の数値を記載しています。これら数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、数値の下に年度等を示しています。
- B** 複数年の実績の平均値を現状として指標としている場合や、実施計画策定時点では確定した数値がなく見込値となっている場合等、指標特有の理由があるものについても、現状の値の下にその旨を付記しています。
- C** 各実施計画期間の「目標値」については、例えば、過去の指標の状況が下降傾向にあっても、取組を講じることで一定水準を維持すべき場合などには、各実施計画期間で同じ目標値を設定するなど、個々の指標の特性に応じて設定しています。
- D** 目標達成を判断する時期は、基本的には各実施計画期間の終期（第1期→H29、第2期→R3、第3期→R7）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査によるため、各期の目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。また、調査のタイミングにより、各実施計画期間にデータが取得できない場合は、各実施計画期間の目標値を「⇒」で示しています。
- E** 施策の効果測定の精度を向上させるため、第2期及び第3期実施計画から一部の施策において、新たに成果指標を追加しています。
- F** 総合計画と連携する計画に掲げている指標や、国の上位計画の指標等を本計画においても指標としている場合は、それらの計画の改定に応じて、指標の目標値を改定する場合があります。また、現在改定作業中のものについては、今後、目標値等が変更になる可能性があります。

※ 「計画期間の主な取組」の見方

計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市民スポーツ推進事業 「スポーツ推進計画」に基づき、市民大会や大規模スポーツ大会を実施するなど、スポーツを「する」「みる」「ささえる」環境づくりを進めます。また、バラスポーツの振興や普及・促進に向けた取組を推進します。	●「スポーツ推進計画」に基づく取組の推進 ・第2期推進計画の策定	・計画に基づく取組の推進			・第2期推進計画第2次実施計画の策定	★1
	・市内企業等のスポーツ施設の市民開放 ・民間施設開放(5施設)	継続実施				
	・スポーツフェスタなどのスポーツ体験イベントの開催等、スポーツ関係団体等と協働・連携した、市民のスポーツ活動の推進 ・スポーツ活動促進	継続実施				
	・各種スポーツ大会等の開催 R2開催回数：22回(H30：56回)	開催回数：56回以上	開催回数：56回以上	開催回数：56回以上	開催回数：56回以上	
●スポーツを「する」身近な環境づくり ・かわさき多摩川マラソンの開催、ボランティア等の充実に向けた多様な主体と連携した取組の実施 参加者数：2,123人(オンライン開催)(H30：6,671人)	参加者数：6,671人以上	参加者数：6,671人以上	参加者数：6,671人以上	参加者数：6,671人以上		
スポーツセンター等管理運営事業 市民の心身の健全な発達やスポーツの普及に向け、子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。	●スポーツセンター等の運営によるスポーツに親しむ環境づくりの推進 ・スポーツセンター等の体育室・トレーニング室などの利用提供の推進 ・利用提供の推進	継続実施				事業推進
	・生涯スポーツの推進に向けたスポーツ教室及びイベント等の実施 ・スポーツ教室及びイベント等の実施	継続実施				
	・スポーツセンター等の指定管理者による管理運営 ・指定管理者によるスポーツセンター等の管理運営				・次期指定管理者の募集・選定(幸・高津・宮前・多摩・麻生スポーツセンター、市武道館)	・新たな指定管理者による管理運営(R8)[2026]

- ★1 ある年度の取組を一定期間継続して推進することとしているものについては、「→」で記載しています。
- ★2 現状(令和3(2021)年度)と同様に、令和4(2022)年度以降も取組を推進することとしているものについては、「継続実施→」で記載しています。
- ★3 計画期間の各年度の取組の事業量やめざすべき指標については、括弧内にその項目と数量を記載しています。
- ★4 感染症の影響により中止等となった事業で、事業内容・目標欄に事業量を記載しているものについては、影響等が生じる前の直近の数値を現状欄に括弧で記載しています。
- ★5 第3期実施計画期間外の令和8(2026)年度以降の取組で、施設整備等の整備スケジュールや取組の目標として、特に表記すべき事項については、個別にその内容を記載しています。

政策体系別計画 目次（施策別）

基本政策	政策	施策	掲載ページ	
基本政策 1	基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり		P138	
	政策 1-1 災害から生命を守る	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	P140	
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	P147	
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	P150	
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	P153	
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	P158	
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進	P161	
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	P165	
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのみちづくりの推進	P169	
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	P172	
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	P176	
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	P180	
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しきみをつくる	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	P186	
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	P196	
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	P201	
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	P204	
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	P208	
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	P211	
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	P216	
	政策 1-5 確かな暮らしを支える	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	P221	
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	P224	
	政策 1-6 市民の健康を守る	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	P227	
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	P232	
		施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	P237	
	基本政策 2	基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり		P244
		政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	P246
			施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	P250
			施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	P256
			施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	P260
		政策 2-2 未来を担う人材を育成する	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	P267
施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応			P277	
施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備			P283	
施策 2-2-4 学校の教育力の向上			P287	
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する		施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	P292	
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	P295	
基本政策 3		基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり		P302
		政策 3-1 環境に配慮したしきみをつくる	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	P304

基本政策	政策	施策	掲載ページ
	政策 3-2 地域環境を守る		P309
		施策 3-2-1 地域環境対策の推進	P310
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	P313
	政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		P318
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	P319
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	P323
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	P328
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	P331
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	P334
	基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり		
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		P340
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	P341
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	P344
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	P348
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	P353
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		P357
		施策 4-2-1ベンチャー支援、起業・創業の促進	P358
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	P361
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	P364
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	P367
		施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上	P370
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		P374
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	P375
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	P378
	政策 4-4 臨海部を活性化する		P381
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	P382
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	P388
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	P392
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		P395
	施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	P396	
	施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	P400	
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		P404	
	施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	P405	
	施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	P408	
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		P410	
	施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	P411	
	施策 4-7-2 市域の交通網の整備	P414	
	施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	P418	
	施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	P422	
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		P426	
	施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	P427	
	施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	P433	
	施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	P441	
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		P445	
	施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	P446	
	施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	P450	
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり			P456
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		P457
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	P458

基本政策	政策	施策	掲載ページ
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	P464
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	P468
		政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる	P472
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	P473
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	P478
		施策 5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進	P481

基本政策

1

生命を守り生き生きと
暮らすことができる
まちづくり



守られて安全。
つながり合って安心。

自然災害への対策はもちろん、
いざという時に助け合える
「顔の見える関係」づくりをサポートします。

住み慣れたまちで、
生きられる幸せ。

超高齢社会でも、
生き生きと安心して暮らし続けられる
しくみをつくります。



市民のみなさんとともに、さらに住みやすいまちへ。

基本政策

1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策1-5 確かな暮らしを支える

政策1-6 市民の健康を守る

政策 1 - 1 災害から生命を守る

1 政策の方向性

- 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

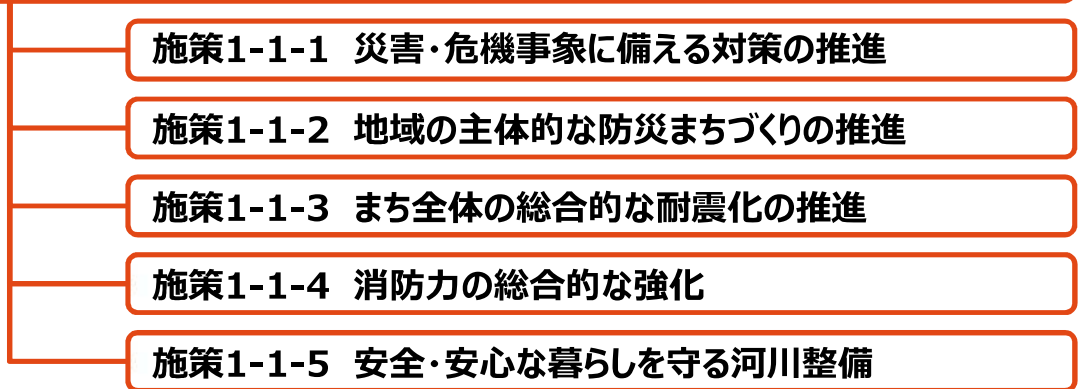
(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	15.6%	18.8%	25%以上

3 施策の体系

政策 1 - 1 災害から生命を守る



施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を達成しています。



1 これまでの主な取組状況

- 災害時の被害軽減や迅速かつ的確な災害対応ができるよう、「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種計画等を整備し、ハード・ソフトの両面から計画を推進し、市の災害対応力の向上を図っています。
- 全国的に激甚化・頻発化する自然災害への対応には、地域防災力の向上が必要であることから、自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による自助・共助・公助の強化や各主体の防災意識の向上に取り組んでいます。また、令和元年東日本台風の検証結果を踏まえつつ、災害時の市民の適切な避難行動促進に向けて、避難所運営体制の強化、多様な媒体を活用した効果的な市民への啓発手法の検討等の取組を進めています。
- その他、防災関連の施設や各種情報受伝達に係るシステム等の検討・整備、事業所・国・県との連携による防災対策、市としての新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整等に取り組んでいます。



感染症に対応した避難所運営



関係機関と連携した水害図上訓練

2 施策の主な課題

- 激甚化・頻発化する風水害への対策や首都直下地震等の大規模地震への備えに加え、新型コロナウイルス感染症にも対応した対策が必要とされている中、既存のコミュニティの変化等の社会環境に合わせ、自助・共助・公助がそれぞれの力を高め、役割を果たすとともに、災害時における地域の多様な主体による支え合いを実現することによって、迅速な復旧復興につなげられるよう、地域と行政が一体となった防災体制の充実が求められています。
- 今後発生が想定されるさまざまな危機事象に迅速かつ適切に対応し、災害発生の防止、被害の軽減をめざすとともに、各区において地域防災力を高めつつ、より機動的な対応を図るため、更なる危機管理体制の強化が求められています。
- 災害時にとるべき行動として、昨今の新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえると、必ずしも緊急避難場所、避難所に避難することが正解ではなく、自身の状況に合った取るべき行動を把握し、災害に備えることが必要であることから、分散避難を促す取組を推進する必要があります。
- 災害時において支援が必要となる方々に重点を置いた対策を検討していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- ★ 全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化
- ★ 各区と地域が平時からのつながりを活かして、地域の実情や課題等に対応したリアリティのある訓練の実施と検証等を踏まえた地域完結型の防災をめざす取組の推進
- ★ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営など感染症と自然災害の複合化対策の推進
- ★ あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり

4 直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総合企画局調べ)	66.9 % (平成26 (2014) 年度)	68.2 % (令和 2 (2020) 年度)	70.5 %以上 (平成29 (2017) 年度)	75.2 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	90 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	39.5 % (平成27 (2015) 年度)	49.5 % (令和 3 (2021) 年度)	43.6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	51.8 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	60 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	56.9 % (平成27 (2015) 年度)	62.5 % (令和 3 (2021) 年度)	57.5 %以上 (平成29 (2017) 年度)	58.8 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	65 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
震災時及び風水害時に自分とるべき避難行動を把握している人の割合 (市民アンケート)	第 3 期実施計画 から新たに設定	52.9 % (令和 3 (2021) 年度)	—	—	60 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
防災対策管理運営事業 「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等、各種の計画を推進するとともに、本市が被災した場合における他都市等からの受援体制の強化や新たな地震被害想定調査の検討など、市の災害対応力の向上を図ります。	●「かわさき強靱化計画」の推進と進捗管理 ・計画の推進と進捗管理			・改定に向けた検討	・「かわさき強靱化計画」の改定	事業推進
	・減災目標の達成に向けた取組				・減災目標の達成	
	●「地域防災計画（各編）」の修正及び計画に基づく取組の推進 ・計画の検証・修正及び取組の推進	継続実施				
	●「業務継続計画（自然災害対策編）」の継続的な見直し ・計画の検証	・計画の見直し方針の策定	・計画の見直し	・継続的な計画の見直しの検討		
	●受援体制の強化に向けた取組の推進 ・体制強化に向けた検討		・体制強化に向けた検討・取組の推進			
●地震被害想定調査の実施に向けた検討 ・被害想定調査の実施に向けた取組	・被害想定調査の目的・調査事項等の検討	・調査実施に関する計画の検討・策定				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降		
地域防災推進事業 自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。	●自主防災組織等への支援の実施 ○活動助成金、活動促進助成金、防災資器材購入補助金による支援 ・支援の実施		・自主防災体制の拡充・連携・強化を図るため継続実施				事業推進	
	○各種相談、活動支援等に向けた取組の実施 ・取組の実施		継続実施					
	○災害時要援護者避難支援制度の啓発・取組推進 ・制度の啓発及び取組の推進		継続実施					
	○リーダー等の養成に向けた検討・取組の推進 ・検討・取組の推進							
	●避難所運営体制の強化 R2避難所運営会議開催数：120回 R2避難所運営訓練開催数：62回		避難所運営会議開催数：125回以上 避難所運営訓練開催数：65回以上 ・自主防災組織等による自主的な会議・訓練の開催に向けた取組の実施	避難所運営会議開催数：140回以上 避難所運営訓練開催数：80回以上	避難所運営会議開催数：150回以上 避難所運営訓練開催数：90回以上	避難所運営会議開催数：160回以上 避難所運営訓練開催数：100回以上		
	●多様な広報媒体による防災啓発の実施 ・効率的・効果的な啓発手法の検討 ・冊子、WEB等を活用した取組の推進 ・出前講座を活用した啓発の実施 ・教育・福祉等の各分野や事業者と連携した横断的な啓発の実施 ・マイタイムライン作成支援の取組の推進		・効果的な啓発手法の検討 継続実施	・検討結果に基づく取組の推進				
			継続実施					
			継続実施					
			継続実施					
			継続実施					
	●感染症と自然災害の複合化対策の推進 ・感染状況等を踏まえた避難所運営方法の検討 ・在宅避難等を含めた分散避難の促進に向けた取組の推進		・災害レベルや感染状況を踏まえた柔軟な避難所運営の検討 継続実施					
	●地域に根差した防災協力事業所制度の推進 ・登録事業所のニーズや課題等に応じた取組の推進 研修会：8回以上		継続実施					
			区ごとの研修会等の継続的な実施：7回以上	研修会：7回以上	研修会：7回以上	研修会：7回以上		
	R2地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：16		地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：30	地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：35	地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：40	地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：45		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標						
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降		
地域防災推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 ○市・区総合防災訓練の充実に向けた取組の推進 	全市訓練会場：高津区 ・各区の実情や課題等に応じた訓練実施と検証等を踏まえた取組の推進	全市訓練会場：宮前区 継続実施	全市訓練会場：多摩区	全市訓練会場：麻生区	全市訓練会場：川崎区	全市訓練会場：幸区 事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ●職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進 ○全庁的な図上訓練や研修・講座の実施 	訓練・研修：5回以上	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> ○局区本部等が実施する運営体制強化に向けた訓練や研修・講座の支援 ・訓練・研修の支援 	継続実施						
	<ul style="list-style-type: none"> ○総合防災情報システムを踏まえた災害対策本部体制の検討と実践的な訓練の実施 ・本部体制の検討 	・本部体制の再編 ・各局区が連携した訓練の実施	・検討の継続					
防災施設整備事業	防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線の整備 ○新本庁舎移転に伴う整備推進 	・新本庁舎移転検討	・新本庁舎移転に伴う整備推進	・新本庁舎移転完了			
		<ul style="list-style-type: none"> ○同報系屋外受信機の増設 	設置数：5か所	設置数：5か所	設置数：5か所	設置数：5か所	設置数：4か所	適切な維持管理
		<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル移動系無線設備の運用管理 ・再整備完了 	・運用管理					事業推進
		<ul style="list-style-type: none"> ○多重系・衛星系防災行政無線の再整備 ・衛星系設備の更新検討 	・基本設計	・実施設計	・移行業務			
		<ul style="list-style-type: none"> ●総合防災情報システムの整備 ・システムの再整備 	・運用管理及び最新のICT技術を踏まえたシステム機能改善	・運用保守管理				
		<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信のあり方に関する検討 ・あり方検討 			・検討結果に基づく取組の推進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●備蓄倉庫の維持・管理等 ・備蓄倉庫の維持・管理 	・備蓄倉庫の適切な維持・管理の実施 ・備蓄倉庫の浸水対策の検討	・備蓄倉庫の浸水対策の実施				
		<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の計画配置 	継続実施					
		<ul style="list-style-type: none"> ●南部防災センターのあり方検討を踏まえた取組の推進 ・あり方の検討 		・利活用の方針等の策定	・利活用の方針等に基づく取組の推進			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
臨海部・津波防災対策事業 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	●「川崎市臨海部防災対策計画」等に基づく取組の推進 ・「川崎市臨海部防災対策計画」等を踏まえた訓練等の実施 ・事業者等と連携した臨海部の防災力強化の取組 ・実践的な津波避難訓練の実施 ・計画的な津波避難施設の確保に向けた取組の推進 ・津波ハザードマップの配布等による津波避難情報の周知					
		・臨海部広域防災訓練の実施、各事業所や各地域の防災協議会等で実施している訓練等の参加、県石油コンビナート防災本部訓練の参加 ・臨海部防災協議会の開催、事業所や関係機関等と連携した研修等の実施、県の立入検査への同行 ・津波浸水想定区域での津波避難訓練の実施 ・津波避難施設の新規指定 ・区役所窓口や関係機関等による配布、出前講座や市ホームページ等による周知				事業推進
帰宅困難者対策推進事業 一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱を抑制するとともに、二次災害を防止します。	●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 ・収容人数を増やすための新施設の確保に向けた調整等の実施 R2収容人数：23,900人 収容人数：24,000人以上 収容人数：24,500人以上 収容人数：25,000人以上 収容人数：25,500人以上 ・実践的な訓練の実施 ・訓練等の実施 ●帰宅困難者対策に係る必要物資等の配備や九都県市と連携した取組の推進 ・一時滞在施設の備蓄物資の整備及び無線機の配備等 ・啓発の実施 ・新たな帰宅支援ステーションの確保に向けた継続的な調整の実施					
		継続実施 継続実施 継続実施				事業推進
公園防災機能向上事業 広域避難場所に指定された身近な公園を対象に、災害時の避難や緊急車両の乗り入れ、復旧・復興段階における公園利用がしやすいよう、出入口や園路広場等を整備し、防災機能の向上を図ります。	●身近な公園の防災機能向上の取組の推進 ・防災機能向上の取組の推進 ・防災機能向上に資する整備工事（菅馬場公園） ・広域避難場所に指定された公園における防災機能向上の取組の推進 ・防災機能向上に資する整備設計（稲田公園） ・防災機能向上に資する整備工事（稲田公園）					
						事業推進
本庁舎等建替事業 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替の取組を進めます。	●新本庁舎の整備 ・新築工事の推進 ・工事の推進 ・新本庁舎完成 ・供用開始 ●第2庁舎の解体と跡地広場の整備 ・第2庁舎解体設計 ・跡地広場実施設計 ・設計・工事着手 ・工事の推進 ・工事の推進 ・跡地広場完成・供用開始					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
港湾施設改修（防災・減災）事業 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害時における緊急物資等の輸送機能確保を目的として、耐震強化岸壁の整備等を進めます。	●岸壁耐震改修の推進 ・千鳥町7号改修工事の施工方法の検討	・千鳥町7号の詳細設計、関係者調整	・千鳥町7号改修工事着手			改修完了予定(R8)(2026)
水防業務 水防警報等の発令に伴い、河川バトロール等の水防活動を実施するとともに、洪水ハザードマップの周知や浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援などにより防災力の向上を図ります。	●水防警報発令時の情報伝達及びバトロール等の水防活動の実施 ・情報伝達及び水防活動の実施	継続実施				事業推進
	●防災意識の向上に向けた取組の推進 ・洪水ハザードマップを活用した防災意識の普及啓発	継続実施				
	・洪水ハザードマップの改定 ・浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価



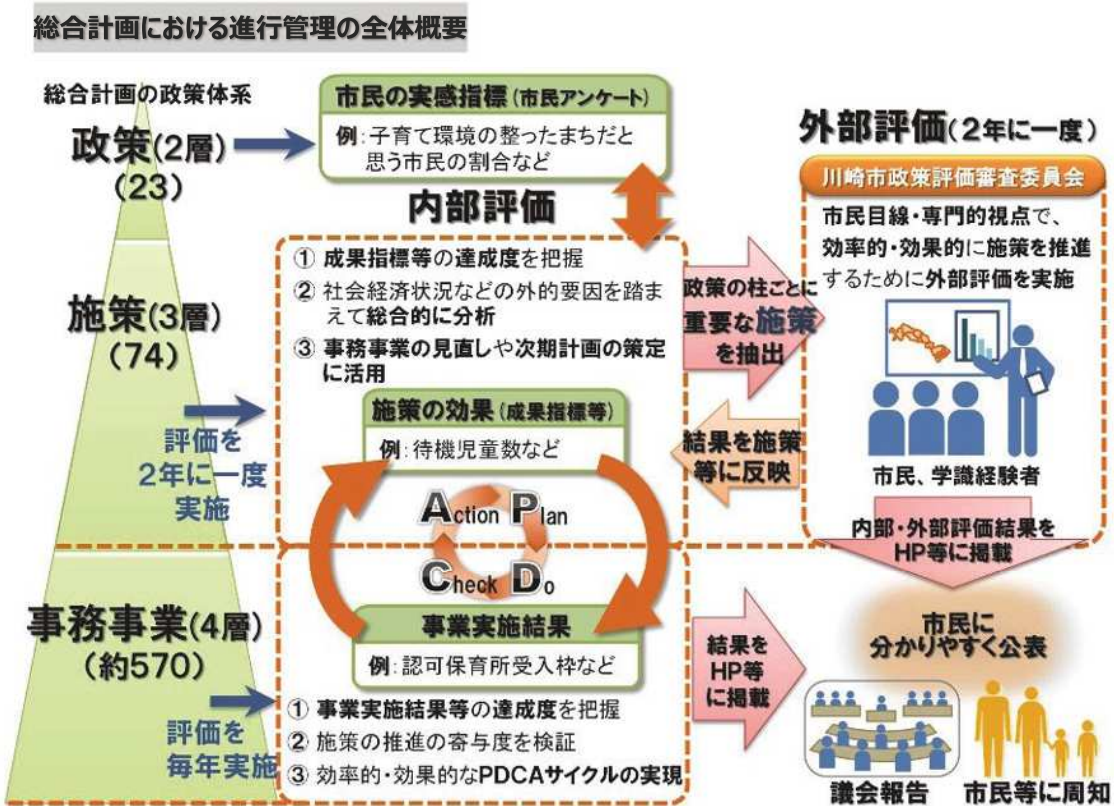
1 計画の進行管理

少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響や大規模自然災害の発生など、社会状況の不確実性が高まる中、本市を取り巻く急激な環境変化に機動的に対応し、取組を一層効果的に推進することが重要です。

総合計画の実施にあたっては、迅速かつ、柔軟に状況判断等を行うとともに、目標とその成果をしっかりと可視化し、課題や改善点を明確化することで、PDCA サイクルをより一層効果的に機能させながら、事業の確実な実施を図ります。

(1) 総合計画における進行管理

総合計画では、どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて、市民の実感も踏まえて、内部・外部の視点により検証しながら、進行管理を実施しています。



進行管理のポイント

- ◇ 市民の実感に基づく指標や市の取組の効果を表す指標（成果指標）を設定し、総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- ◇ 指標を活用した評価を実施し、総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。
- ◇ 本市を取り巻く急激な環境変化や多様化する市民ニーズ等にも迅速に対応しながら、取組の確実な推進を図ります。

① 内部評価等

● 政策に関する効果の測定

市民の実感に基づく指標を設定し、市民目線による施策等の推進につなげます

政策体系のうち、市がめざすべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上に、どの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

● 施策に関する評価

市の取組の効果を示す指標を設定し、適切な事務事業の見直しなどを行います

政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取組の効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図ります。

● 事務事業に関する評価

事業の必要性や効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

② 外部評価

市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するための評価を実施します

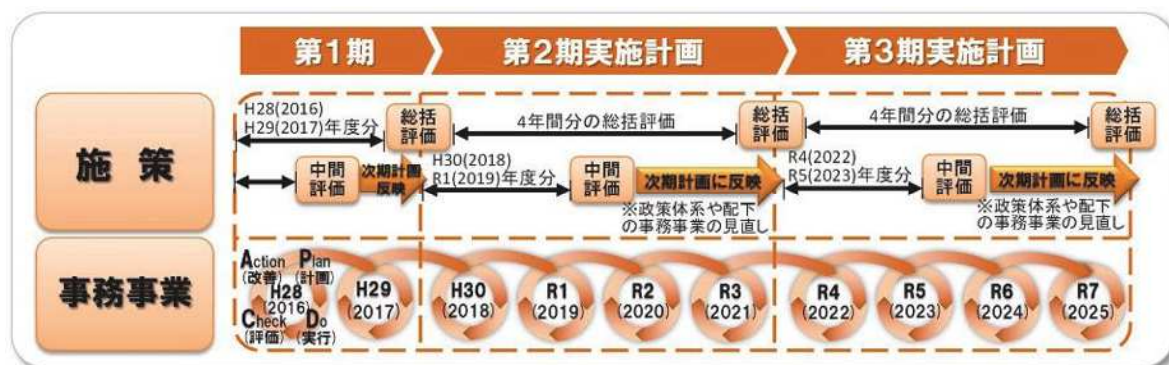
有識者や市民の参画により、市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効率的・効果的に施策を推進していくための評価を実施します。

(2) 評価スケジュール

施策の評価については、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や事務事業の見直しにつなげるため、概ね2年に一度実施します。

また、事務事業の評価については、着実な進行管理を行うために、毎年実施します。

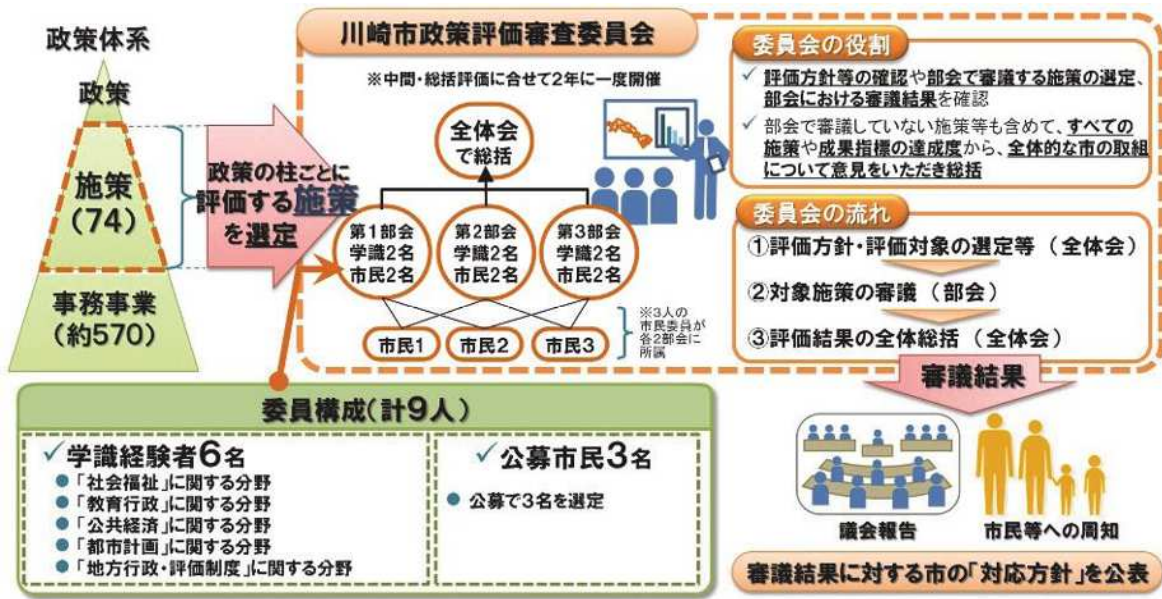
評価スケジュール



(3) 附属機関（川崎市政策評価審査委員会）による外部評価

- ① 総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施し、より効果的に施策を推進します。
- ② 外部評価の対象は、委員の意見も踏まえ、政策ごとに施策を選定し、領域別に分けた部会の中で、施策の説明を十分に行い、市の取組を重点的に審議します。
- ③ 委員会が出された意見については、市の対応方針を作成・公表し、今後の取組改善や次期計画に活用します。

川崎市政策評価審査委員会の概要



2 市民の実感指標

総合計画策定時（平成 27（2015）年度）に実施した「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね 10 年後を想定した市民の実感を目標として設定しています。実施計画の策定や中間評価・総括評価のタイミングで、同様のアンケートを実施し、内部・外部の評価の参考指標として活用するなど、市民目線での施策等の推進につなげます。

目標設定の考え方

- 川崎市民を対象とした郵送調査と全政令指定都市の市民を対象とした WEB 調査を実施し、設問は郵送・WEB ともに同様の項目（他政令指定都市は居住の市の状況）で設定
 - ・ 郵送調査…本市の現状を示す値として活用
 - ・ WEB 調査…政令指定都市と本市を比較し、めざすべき目標値を設定するための参考値として活用
- 市民アンケートを 5 段階の評価等（①そう思う②やや思う③どちらでもない④やや思わない⑤思わない等）で実施した結果をもとに、郵送調査の積極的な回答の割合（①そう思う+②やや思う）を、本市の市民の意識・評価の現状の値として設定
- 郵送調査の本市の結果と WEB 調査の全政令指定都市の結果について、平均値や最高値との比較を行い、その差を参考に、市民の満足度を高める客観的な目標値を設定

目標の設定方法

本市と他都市の比較		目標の設定方法
本市の現状の値が 全政令指定都市の平均値 よりも <u>高い</u>	全政令指定 都市中 最高値	最高水準を維持する目標を設定 (現状以上 = 『最高水準を維持』)
	上記以外	他都市の最高値をめざした目標値を設定 (現状 + 最高値との差(1~10%))
本市の現状の値が全政令指 定市の平均値よりも <u>低い</u>		全政令指定都市の平均値以上をめざした目標値を設定 (現状 + 全政令指定都市との差(1~10%))

なお、第 2 期実施計画期間に実施した令和元（2019）年度調査において、第 3 期実施計画の最終目標値を超えていた項目については、その数値をもとに、第 3 期実施計画策定時にチャレンジ目標を設定しています。

市民の実感指標の見方

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	54.1%	62.4%	54.1%以上 <65%以上>

市民アンケート（郵送・WEB調査）の設問

郵送調査（平成 27（2015）年度）の結果から、川崎市民の意識・評価の割合を現状の値として設定

郵送調査（令和元（2019）年度）の最新の結果

WEB 調査（平成 27（2015）年度）による全政令指定都市の市民の意識・評価の割合と、郵送調査（平成 27（2015）年度）による本市の現状の割合との比較により、目標を設定（5%単位で設定）

※ < > 内の数値は、チャレンジ目標

3 施策の成果指標

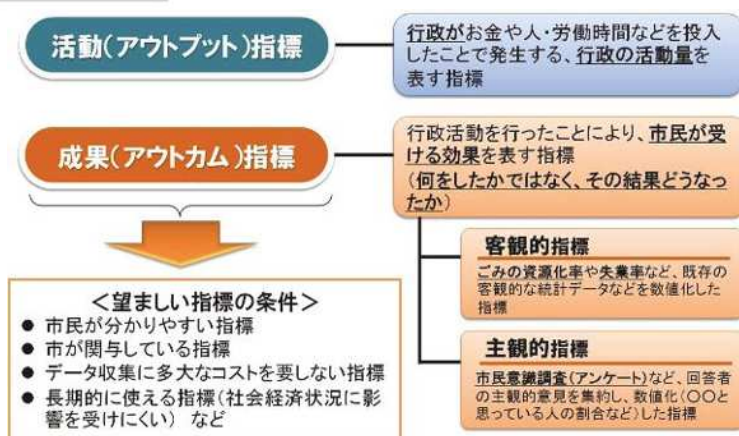
(1) 成果指標の活用

総合計画における施策の取組については、市民の視点に立脚した指標により、分かりやすい評価の結果を公表するために、成果指標の考え方を活用した目標設定を行っています。また、目標の評価の結果を施策・事業等に適切に反映していくことで、総合計画の着実な実行と進行管理を図ります。

※ 成果指標とは

行政がお金や人・労働時間などを投入したことで発生する行政の活動量（アウトプット）を表す指標に対し、行政が施策の取組等を行ったことにより、市民が受ける効果（アウトカム）を表す指標を成果指標と言います。成果指標を設定することで、施策の達成度を分かりやすく示すことができます。

活動指標と成果指標について



(2) 施策の指標設定の考え方

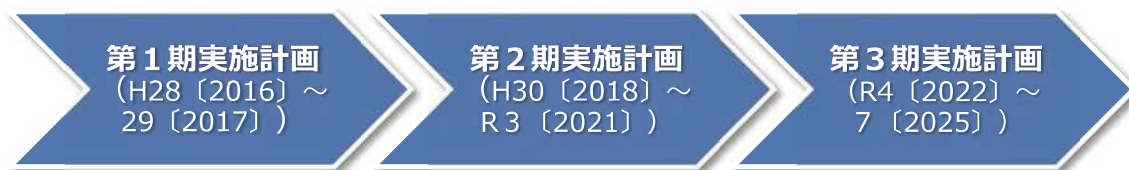
原則として成果指標の考え方をもとにアウトカム（成果）指標を各施策に設定していますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合、基本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で示した方が、効果が分かりやすい場合等は、アウトプット（活動量）指標等を用いるなど、それぞれの施策の特性に応じた指標の設定を行っています。第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会の意見等も踏まえ、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、施策の効果測定の精度向上を図っています。

アウトプット指標とアウトカム指標の違い

投入 (インプット)	事業実施 (プロセス)	活動 (アウトプット)	成果 (アウトカム)
行政活動を行う上での物理的投入 (予算、人員など)	・事務事業の実施 (何をを行うのか)	・行政が直接かどうしたことで発生する結果 (行政の活動量)	・行政活動を行ったことにより、市民が受ける効果 (何をしたかの結果ではなく、その結果どうなったのか)
予算、人件費等	事業の実施	アウトプット指標	アウトカム指標
キャンペーンチラシ代、委託費、人件費等	路上喫煙防止キャンペーンの実施	路上喫煙防止キャンペーン実施回数	路上喫煙者割合 安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合
保育所設計費、建設費、人件費等	認可保育所の整備	保育所の整備数	待機児童者数 子育て環境の整ったまちだと思える市民の割合
啓発資料印刷費用、広告掲出費、人件費等	ごみの減量・分別・リサイクル推進啓発イベントの実施	・イベント開催回数 ・啓発資料配布回数	・ごみ焼却量 ・資源化率の向上 ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合

(3) 指標の目標期間

各実施計画の目標を設定しつつ、計画期間開始時から10年後の最終年度（令和7（2025）年度）に向けて達成すべき目標値を設定しています。



※ 指標に、数年に一度実施する調査データ等を活用している場合は、目標達成を判断する時期がその調査に依拠するため、直近の調査結果等により、目標達成の状況を評価します。

(例) 第3期実施計画の目標値の評価

5年に一度の全国〇〇調査を指標に活用（R6〔2024〕に実施）

⇒ R6（2024）に計画期間の目標値の達成状況を確認

(4) 施策の指標の目標値設定の考え方

施策の指標における目標値については、次のような考え方を参考に、設定しています。

なお、第2期実施計画の実績値が、既に第3期実施計画の目標値に達している場合などには、必要に応じて第3期実施計画の目標値を見直します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の実績値が大きく低下した指標がありますが、今後の動向については、予測が困難であるため、このことのみを理由とした第3期実施計画の目標値の見直しは行いません。

① 既存計画の目標値

総合計画と連携する計画や国・県等の計画に位置づけられた目標値、法令上に定められた目標値等、既に所与の数値目標があり、本市としてそれらの計画等に基づいて施策を推進すべき状況にある場合は、それらの計画等による目標値を設定しています。

② 他都市等との比較による目標値

本市の現状を他都市等と比較することにより、めざすべき目標を導き出し、一定の水準（他都市等の平均値、最高値等）を目安とした目標値を設定しています。

③ 最大限の工夫により達成すべき目標値

過去のトレンドや外的要因等を踏まえつつ、計画期間内に市の取組として最大限の工夫を講じた上で達成すべき目標値を設定しています。



■ 総合計画に設定する成果指標一覧

● 成果指標一覧について

総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、指標の考え方や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

◀ 成果指標一覧の例 ▶

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策1-1 災害から生命を守る								
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進								
直接目標		災害発生時の被害や生活への影響を減らす						
1	算出方法	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務企画局調べ)	66.9%	68.2%	70.5%	75.2%	80% 以上	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加をめざす。
		避難所運営会議開催か所数 / 避難所数 × 100 (%)	(H26) [2014]	(R2) [2020]	以上 (H29) [2017]	以上 (R3) [2021]	(R7) [2025]	

【指標の考え方】
各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

【年度の表記】
成果指標一覧に示す年度の表記で、「R●●」と記載しているものについては、「令和●●年度」を表しています。

【算出方法】
「指標の実績値」の現状に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。
また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

【指標の実績値】
「策定時」は、第1期実施計画を策定した時点での値です。なお、第3期実施計画から追加した指標については「第3期実施計画から新たに策定」と記載しています。
「現状」は、現時点での最新の値です。

【目標値の考え方】
指標を設定した時の背景や、施策や事務事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。
※第1期実施計画策定時から、第2・3期の目標値が変更になっている場合は、その経過を記載しています。

● 第3期実施計画策定時の成果指標の追加について

第3期実施計画の策定にあたっては、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、第2期実施計画に設定している成果指標を改めて点検するとともに、各施策について、「直接目標や施策の方向性」に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を積極的に行い、施策の効果測定の精度向上に努めました。

《成果指標の追加のポイント》

施策 1-1-1 災害・危機事象に係る対策の推進

3 施策の方向性

- ★ 「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- ★ 全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化
- ★ 各区と地域が平時からのつながりを活かして、地域の実情や課題等に対応したリアリティのある訓練の実施と検証等を踏まえた地域完結型の防災をめざす取組の推進
- ★ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営など感染症と自然災害の複合化対策の推進
- ★ あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり

施策の方向性に対応した成果を客観的に評価できる指標が設定できるか。
【包括性】

4 直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

直接目標がどの程度達成されているかを客観的に評価できる指標が設定できるか。
【目標との適合性】

● 特に意識した事項

第2期実施計画において設定している成果指標は、継続性の観点から原則として削除しないことを前提に、成果の把握が円滑に実施できるかなどの計測可能性の観点等も考慮しながら、上記のポイントをもとに、成果指標の追加等を検討しました。

また、次の3つの事項への対応を特に意識した上で成果指標の追加を検討しました。

《特に意識した事項》

- ① 新たな時代や社会状況の変化※に対応した指標
- ② 市が行う施策と関係性がより強い指標
- ③ 施策の当事者（ターゲット）に焦点を当てた指標

※ 新たな時代や社会状況の変化とは、新型コロナウイルス感染症による社会変容や、大規模自然災害、デジタル化の進展、脱炭素化社会への対応などをいいます。

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
政策1-1 災害から生命を守る										
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進										
直接目標		災害発生時の被害や生活への影響を減らす								
1	算出方法	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務企画局調べ)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所に自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%	68.2%	70.5%	75.2%	90%	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更(R1(2019)実績:92.0%) *第3期:80→90%	
		避難所運営会議開催か所数／避難所数×100(%)		(H26) [2014]	(R2) [2020]	(H29) [2017]	(R3) [2021]	(R7) [2025]		
	算出方法	避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援が十分に行き届かないことが考えられる。適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5%	49.5%	43.6%	51.8%	60%		市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※「家庭内備蓄を行っている人の割合」の第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 *第3期:60→65%
		市民アンケート(無作為抽出 3,000人)の避難所の確認を行っている人の割合		(H27) [2015]	(R3) [2021]	(H29) [2017]	(R3) [2021]	(R7) [2025]		
算出方法	家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	浸水や土砂災害等の自宅周辺のリスクや、多くの人が避難所に避難することによる感染症のリスク等を把握した上で、避難所以外(自宅、遠方の親戚宅等)も含めて避難する場所や経路を検討し、災害に備えている人の割合を見ることで、市民の防災意識に係る啓発等の取組の成果を測ることができる。	56.9%	62.5%	57.5%	58.8%	65%			
	市民アンケート(無作為抽出 3,000人)の家庭内備蓄(食料・飲料水)を行っている人の割合		(H27) [2015]	(R3) [2021]	(H29) [2017]	(R3) [2021]	(R7) [2025]			
4	算出方法	震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合 (市民アンケート)	第3期実施計画から新たに設定	52.9%	—	—	—	60%	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、R3(2021)の結果を参考としつつ、割合の増加をめざす。	
		市民アンケート(無作為抽出 3,000人)の自分がとるべき避難行動を把握している人の割合		(R3) [2021]				(R7) [2025]		
施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進										
直接目標		地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす								
1	算出方法	重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20%	31.5%	25%	30%	35%	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査(H21(2009))で想定された火災延焼による建物被害を、かわき強靱化計画期間(R7(2025))までに35%以上削減の達成をめざす。	
		地震被害想定上の火災延焼シミュレーションから算出		(H27) [2015]	(R2) [2020]	(H29) [2017]	(R2) [2020]	(R7) [2025]		